

大安協発 第2—73号

令和2年10月29日

会 員 各 位

一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会



「放置ボンベ撲滅」の取組成果について

平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

保安3法事務連携機構おおさかより、添付の《令和2年度上半期「放置ボンベ撲滅」の取組成果について》の通知を受けましたのでお知らせ致します。

【添付】

「放置ボンベ撲滅」の取組成果について（保安3法事務連携機構おおさか）

以上

令和2年10月29日

一般社団法人大阪府高圧ガス安全協会 御中

保安3法事務連携機構おおさか事務局
(大阪市消防局予防部規制課内)

「放置ボンベ撲滅」取組成果（令和2年度上半期）の集計結果について

錦秋の候、貴協会にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は保安3法事務連携機構おおさかの運営に関しまして格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府内における令和2年度の「放置ボンベ撲滅」の取組成果につきまして、ご参考までに別紙のとおりお知らせいたします。内容にご不明な点がございましたら下記担当までお問い合わせください。

今後とも保安3法事務連携機構おおさかの運営にご協力の程よろしく願いいたします。

保安3法事務連携機構おおさか事務局
(大阪市消防局予防部規制課内)
担当 / 堀内・木下 / 06 - 4393 - 6267
pa0032@city.osaka.lg.jp

令和2年度上半期「放置ボンベ撲滅」の取組成果について

保安3法事務連携機構おおさか

令和2年度上半期の「放置ボンベ撲滅」の取組成果は以下のとおりです。

取組実施機関 府内26消防本部及び大阪府（高槻市）

取組集計期間 令和2年4月1日～令和2年9月30日

1 総括表

(1) 処理したボンベ本数

| | | | | | |
|------------|-------------|-----|------|--------------|----|
| ボンベ数 合計 | 55 | 撤去数 | 49 | 所有者へ返却 | 26 |
| | | | | 所有者以外の販売店が回収 | 14 |
| | | | | 容器管理委員会が回収 | 8 |
| | | | | その他A | 1 |
| | 管理状況 是正数 | 6 | 温度管理 | 6 | |
| | | | 転倒防止 | 6 | |
| その他B | | | 0 | | |

※温度管理、転倒防止又はその他が重複して該当する場合があるため、それらの合計と管理状況是正数は一致しないことがある。

○撤去数における「その他A」には、次の事例がありました。

- ・市役所衛生課が回収

(2) 発見場所数

| | | | | | |
|-------------|----------------|------|----|------------|---|
| 発見場所数 合計 | 25 | 事業所数 | 13 | 工場・作業場 | 2 |
| | | | | 飲食店 | 1 |
| | | | | 廃品回収・処分事業所 | 2 |
| | | | | その他C | 8 |
| | 空地・道路 ・河川等数 | 12 | | | |

○容器の発見場所の「その他C」には、次の事例がありました。

- ・駐車場
- ・事業所敷地内
- ・倉庫内
- ・空き家の敷地内
- ・NTT基地局の敷地内
- ・診療所

2 ボンベ別

撤去したボンベの本数をガス種・状態別に集計

| | ガス種別 本数 | 状態別 | | | | |
|----------|------------|-----|----|-------|----|-----|
| | | さび | 変形 | 長期間存置 | 投棄 | その他 |
| 酸素 | 12 | 2 | 0 | 10 | 3 | 0 |
| 炭酸ガス | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| アセチレン | 11 | 6 | 0 | 7 | 3 | 0 |
| LPガス | 12 | 5 | 0 | 11 | 1 | 0 |
| フルオロカーボン | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 9 | 1 | 0 | 8 | 2 | 0 |
| 不明 | 2 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 |

※状態別はそれぞれ重複して該当する場合があるため、それらの合計とガス種別本数は一致しないことがある。

3 覚知・発見場所・対応別

撤去したボンベの本数を覚知・発見場所・対応別に集計

| 覚知別 | 発見場所別 | 対応別 | | | |
|---------------------|----------------|------------|----------------------|--------------------|-----|
| | | 所有者へ 返却 | 所有者以外 の販売店が 回収 | 容器管理 委員会が 回収 | その他 |
| 立入検査 | 工場・作業場 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | 飲食店 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 廃品回収・処分事業 所 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 12 | 0 | 0 | 0 |
| その他 職員発見 ・通報等 | 工場・作業場 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | 飲食店 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| | 廃品回収・処分事業 所 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | その他 | 3 | 3 | 0 | 0 |
| | 空地・道路・河川等 | 9 | 3 | 8 | 1 |

4 経緯等

容器の放置から発見・通報に至るまで、府内で次のような事例がありました。

- ・ 民営駐車場において、官公庁の職員がガス種別不明のボンベを発見し消防に通報したもの。
- ・ 市営公園の管理事務所敷地内に、放置経緯不明のアセチレン容器が1本放置されていたため、市職員から処分方法について消防に問い合わせがあったもの。
- ・ 立入検査時に、事業所の倉庫内で長期間存置されていた酸素容器2本、アセチレン容器2本、窒素容器1本を発見したもの。
- ・ 消防の地水利調査中に、空き家の敷地内に存置されているLPガス容器を発見したもの。
- ・ 市民から、近隣の川の土手に錆びたボンベが投棄されていると消防に通報があったもの。
- ・ 廃品回収業者の空地において、数本の高圧ボンベが置いてあると市民から連絡を受けた市役所職員が、消防に通報したもの。

- ・付近の空地に、高圧ボンベ数本が放置されていると市民から消防に通報があったもの。
- ・閉店したラーメン店で使用されていたと思われるLPガス容器5本が、店の横に置かれていると、隣に住む住人から消防に通報があったもの。
- ・事業所への立入検査時、敷地内の屋外に放置されていた錆びのあるアセチレン容器を発見したものの。
- ・長年水路に放置されていたアセチレン容器を市民が回収し処分しようとしたところ、産業廃棄物業者に処分できないと言われたため、処分に困り消防に連絡があったもの。
- ・家の前の歩道上に放置ボンベがあったということで、その家の住人が消防署へ放置ボンベを持ってきたもの。
- ・粗大ごみ収集所にボンベが廃棄されていると、近隣住民から消防に通報があったもの。
- ・火災現場敷地内の屋外に、LPガス容器1本が放置されているのを消防職員が発見したものの。
- ・共同住宅敷地内に、所有者不明のフルオロカーボン容器が1本放置されていると市民から市役所に連絡があった。その後、市役所から消防に通報したものの。
- ・空き物件の占有予定者が、当該物件内部に酸素及びアセチレン容器を発見。容器所有者と思われる事業所に連絡するも、うちのものではないと言われ、処分に困り消防に連絡があったもの。
- ・トンネル整備工事中に、工事業者が錆びた酸素及びアセチレン容器を発見。回収方法の確認のために消防に連絡があったもの。
- ・通報者の身内宅の倉庫から、長期間放置されている酸素及びアセチレン容器が発見されたため、処分に困り消防に連絡があったもの。
- ・立入検査時、診療所内で長期間存置していた高圧ボンベを発見したものの。

以上となります。